

この書類は2部作成してください（コピー可。）。

記入例

様式第1別記2

西暦、和暦いずれでも可。

●●年 ●月 ●日

犬猫等健康安全計画

氏名 **さいたま さくら**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所 〒**338-0812** **さいたま市桜区神田 950 番地 1**

電話番号 **048-840-4150**

犬猫等の繁殖を行うかどうか 繁殖を行う 繁殖を行わない

該当するものにチェック。

項目	計画の内容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	別紙のとおり。
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	別紙のとおり。
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	別紙のとおり。

この枠内に直接記入しても、「別紙のとおり。」として次頁以降のように別紙を作成して添付してもかまいません。

備考 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備							
① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 従業員によって、幼齢の犬猫の健康状態について次の頻度で確認を行う。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 毎日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">朝夕 2 回</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 毎日	朝夕 2 回	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input checked="" type="checkbox"/> 毎日	朝夕 2 回					
<input type="checkbox"/> その他 ()							
<input checked="" type="checkbox"/> 幼齢の犬猫の健康状態を以下の台帳に記録し、従業員間で共有する。この台帳は5年間保管する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 動物の数及び状態の点検台帳</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">その他の記載事項がある場合はその他に記入。</div>	<input checked="" type="checkbox"/> 動物の数及び状態の点検台帳	<input type="checkbox"/> その他 ()					
<input checked="" type="checkbox"/> 動物の数及び状態の点検台帳							
<input type="checkbox"/> その他 ()							
② 獣医師等との連携	<input checked="" type="checkbox"/> かかりつけ獣医師（動物病院）は以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>動物病院名</td> <td>ふれあい動物病院</td> </tr> <tr> <td>獣医師名</td> <td>大宮 みどり 先生</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">動物病院のかかりつけ獣医師が決まっていない場合は、院長名を記入するなどしてください。</div>	動物病院名	ふれあい動物病院	獣医師名	大宮 みどり 先生	住所	さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36
	動物病院名	ふれあい動物病院					
獣医師名	大宮 みどり 先生						
住所	さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36						
<input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">従業員に獣医師、動物看護師などの獣医療系の有資格者がいる場合は、その他に「動物看護師の資格を有する従業員が、日常的な健康管理を行う。」などのように記入。</div>							
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い							
① 譲渡先や飼養施設等の確保	<input checked="" type="checkbox"/> 希望者を募集し、無償で譲渡する。 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。 <input type="checkbox"/> 系列店舗と協力して譲渡会を開催する。 <input type="checkbox"/> 動物愛護団体と協力して譲渡先を探す。 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗に専用の飼養施設を設け、終生飼養する。						

	<input checked="" type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・知人のブリーダー（さいたま犬舎）に繁殖犬として譲渡する。 ・インターネットの飼い主募集サイトに掲載して譲渡先を探す。 ・SNSで希望者を募集し、無償で譲渡する。 </div>
② 需給調整等	<input type="checkbox"/> 系列店舗と犬猫等の頭数を調整しあう。 <input checked="" type="checkbox"/> 繁殖数を抑制する。 <input checked="" type="checkbox"/> 仕入れ数を抑制する。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; width: fit-content;"> 譲渡以外の頭数削減の具体的方法について記入。 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 10px;"></div>

3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法	
① 幼齢の犬猫等の飼養及び保管方法	<input checked="" type="checkbox"/> 生後 56 日までの間は、親兄弟等と共に飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">販売制限日齢以上の日数を設定。</div> <input checked="" type="checkbox"/> 親兄弟と共に十分な広さのケージ等で飼養する。 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病にり患した疑いがある場合には、個体ごとに隔離して獣医師の診断を受ける。なお、隔離用のケージは常備する。 <input checked="" type="checkbox"/> ケージ等の清掃は1日に 1 回以上行う。 <input checked="" type="checkbox"/> ケージ等の消毒は週に 1 回以上行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">ケージ等の清掃は1日1回以上、消毒は週1回以上行ってください。</div> <input checked="" type="checkbox"/> 繁殖用の犬については散歩や広場での運動など、十分な運動の機会を設ける。 <input checked="" type="checkbox"/> 生後91日齢を超えた犬については、30日以内にかかりつけ動物病院で狂犬病予防注射を受け、区役所等で登録及び注射済票発行の手続きを行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 幼齢の犬猫等にワクチン接種 <input checked="" type="checkbox"/> マイクロチップ いて購入者に説明し、（ みる。） <input checked="" type="checkbox"/> 他の施設から導入した犬猫等は、他の個体とは別のケージ等において

生後91日齢を超えた犬は、狂犬病予防法により、30日以内に登録及び狂犬病予防注射を行う義務が発生します。繁殖や販売に供される犬でもこの義務は免除されません。無登録、未注射については、同法の規定により最高20万円の罰金に処せられます。犬の登録等の手続きは各区役所くらし応援室、市民の窓口、駅支所、動物愛護ふれあいセンターのほか、一部の動物病院でも行うことができます。

	<p>て <input type="text" value="3"/> 日以上観察し、感染症のおそれが無いことを確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>
<p>② 繁殖方法 ※繁殖を行わない場合は空欄。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 繁殖に供する年齢は <input type="text" value="1"/> 歳から <input type="text" value="6"/> 歳までとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 個体ごとの繁殖回数は年間 <input type="text" value="1"/> 回までとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 年間複数回繁殖に供する場合には、事前にかかりつけ獣医師の判断を仰ぐ。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 遺伝性疾患等の問題が生じる可能性が高い組み合わせによる繁殖は行わない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 出生後、おおむね <input type="text" value="3日"/> 以内に出生した個体および母体について獣医師の診察を受ける。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>
<p>③ 幼齢の犬猫等の展示方法</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 午後 <input type="text" value="8"/> 時から午前 <input type="text" value="10"/> 時までは犬猫等の展示を行わない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <input type="text" value="1"/> 時間以上連続した展示は行わない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 展示時間中は <input type="text" value="1時間"/> ごとにおおむね <input type="text" value="30分間"/> 休憩させる。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 毎日、展示前に健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 顧客に対し、ケージ等を叩かない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・休憩時間中は、バックヤードの飼養施設で休息させる。</p> <p>・休憩時間は、ケージにロールカーテンをおろし、触れないよう張り紙で注意喚起する。</p> </div>